

# 「奈良県高校生等奨学給付金」支給制度について

## 給付金申請の受付を開始します！！

○奈良県では、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に「高校生等奨学給付金」を支給します。

○この「高校生等奨学給付金」は、返還の必要はありません。

○支給要件を満たし申請を希望する方は、提出用封筒を用いて奈良県へ直接郵送してください。

平成26年度より、国において、すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を行う奨学のための給付金制度が創設されました。奈良県では、この国の補助事業を活用し、平成26年度以降に高等学校等に入学した者のうち、対象となる世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費等）への支援として「高校生等奨学給付金」を支給します。

なお、支給の回数は、1人の高校生に対して年1回、通算3回（定時制、通信制課程の生徒は4回）が上限となります。

### 1. 申請書等の募集期間 ※提出期限後は受付できませんので、ご注意ください。

令和元年7月2日（火）～令和元年10月16日（水）【必着】

※申請書裏面【学校記入欄】の日付が、令和元年7月1日以前の日付の場合は受理できません。

### 2. 支給要件（対象となる世帯）

令和元年7月1日現在、次の要件すべてを満たす世帯が対象となります

- ①保護者（親権者）が奈良県内に住所を有していること  
→保護者が海外等に在住し、奈良県内に住所がない場合は対象外となります。
- ②保護者（親権者）全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税又は生活保護（生業扶助）受給世帯であること  
→保護者（親権者）が父母の場合は、両方の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計が0円であること。
- ③子が就学支援金制度（平成26年4月改正）の対象となる高等学校等に在学していること  
→平成26年4月以降、高等学校等に入学した生徒が対象となります。それ以前に入学の在学学生は対象外です。  
このほかに、④1人の高校生に対して、保護者全員が奈良県又は他の地方公共団体等が実施する同様の給付金を受けていないこと、  
⑤児童福祉法に基づく措置費等のうち、見学旅行費又は特別育成費が措置されていないことが、要件になります。

### 3. 支給額

対象となる生徒1人あたりの年額です。

世帯区分	奨学給付金の額（年額）			
	国公立の高等学校等（参考）		私 立	
	通信制以外	通信制	通信制以外	通信制
①生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯	32,300円	32,300円	52,600円 必要書類 ① ② ③	52,600円 必要書類 ① ② ③
②保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）である世帯（①③の場合を除く）	82,700円	36,500円	98,500円 必要書類 ① ② ④	38,100円 必要書類 ① ② ④
③保護者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）である世帯で、15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる2人目以降の高校生等の世帯（①②の場合を除く）※	129,700円		138,000円 必要書類 ① ② ④ ⑤	

※必要書類は、裏面の申請書類番号

※1人目の高校生等は②の給付額となります。

ただし、高校生等以外の15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる、通信制以外  
の高等学校等に通う2人目以降の高校生等がいる世帯は、すべて③の給付額となります。

## 4. 申請の手続き

対象となる生徒1人につきそれぞれの①と②を作成し、③～⑤のうち必要な添付書類と合わせて期限までに提出してください。

### 【申請者全員が提出する書類】

①「奈良県高校生等奨学給付金申請書」※申請書学校記入欄に学校長の証明が必要です。

②「奈良県高校生等奨学給付金口座振替申出書」

①「奈良県高校生等奨学給付金申請書」に記載の申請者本人(保護者)名義の口座で、通帳のコピーを添付してください。

【必要添付書類】※世帯区分で添付する証明書等が異なります。別紙チェックシートでも確認してください。

世帯区分① のとき 生活保護(生業扶助)受給世帯

③生活保護(生業扶助)受給証明書

令和元年7月1日(基準日)現在、生活保護(生業扶助)を受給している証明書を添付してください。

世帯区分② 又は 世帯区分③ のとき 生活保護(生業扶助)受給世帯以外

④保護者全員の

令和元年度(平成30年分)道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類

又は

「個人番号カード等」の写し

(例)・「課税証明書」(市町村役場にて発行)

・「道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の決定・変更通知書」(給与所得者)の写し

・「道府県民税・市町村民税の納税通知書」(自営業など)の写し

※保護者の一方が控除対象配偶者であっても、この給付金の申請においては、提出の省略はできません。

※「個人番号カード等」の写しを提出する際は、別紙「個人番号カード等提出方法」を確認してください。

さらに、世帯区分③ のとき 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養する兄弟姉妹がいる世帯のみ

⑤「保険証等貼付・扶養申立書」へ、

15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の扶養状況がわかる書類を貼付して提出

(例)・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の健康保険証の写し

→ ただし、国民健康保険加入者は、扶養関係が確認できないので、あわせて同じ用紙の「扶養申立欄」へも記入が必要です。

※対象となる15歳(中学生を除く)以上23歳未満の兄弟姉妹は、平成8年7月3日から平成16年4月1日生まれの方です。

## 5. 提出方法・提出先

①と②、③～⑤のうち必要な添付書類を提出用封筒を用いて「簡易書留」にて郵送してください。

【提出先】

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県地域振興部教育振興課 私学係

## 6. 給付金の支給方法

審査により支給が決定された場合は、令和元年12月下旬頃(予定)までに申出のあった口座に振り込みます。

## 7. その他

○事実と異なる内容の申請により支給された場合は、即時の返還と違約金が課せられます。

◆ 高校生等奨学給付金についてのお問い合わせ先 ◆

◇奈良県地域振興部教育振興課 私学係 〒630-8501 奈良市登大路町30 tel. 0742-27-8347

※県立、市立、国立の高等学校等に関する奨学給付金制度につきましては奈良県教育委員会学校支援課(tel.0742-27-9859)へお問い合わせください。